



2018 年度 全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ 第3戦 京都美山サイクルロードレース、個人ロードタイムトライアル大会要項

20180415ver.

- 主催 美山サイクルロード実行委員会 日本学生自転車競技連盟
主管 京都府自転車競技連盟 美山サイクリングクラブ 西日本学生自転車競技連盟
後援 (予定)南丹市 京都新聞社 aステーション KBS京都 京都丹波まるごとスタジアム化推進協議会
特別協賛 サンボルト
協賛 (予定)サンボルト(株)シマノ MAVIC
協力 (予定)ウィーラースクールジャパン
支援協力 (予定)京都府警察本部 南丹警察署 京都中部広域消防組合園部消防署
大会日程 2018年5月26日(土) 個人ロードタイムトライアル 午後13:00 スタート
5月27日(日) 女子個人ロードレース 午前8:34スタート
男子個人ロードレース 午前10:35スタート
- 会場 個人ロードタイムトライアル：京都府新釈迦堂前～出合（水車前 片道2.0km（往復4.0km）
個人ロードレース：京都府南丹市美山町島の美山支所前メイン会場美山支所前をスタート・ゴールとする1周
10.0Km周回コース
- 大会主旨 本大会は、学生自転車競技力向上と開催地域におけるサイクルスポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 競技種目 個人ロードタイムトライアル：12km(3周)
個人ロードレース：男子70Km（10Km×7周）、女子40Km（10Km×4周）
- 参加資格 当該年度に有効な(公財)日本自転車競技連盟(以下、「JCF」という)登録競技者のうち、本連盟加盟校の登録選手のうち、個人ロードタイムトライアルは男子クラス3および女子の選手、個人ロードレースは男子クラス2およびクラス1の資格を持つ者および女子選手とする。
- 1.参加申込参加を希望する選手は、学校単位で所定の様式にて5月2日(水)までに電子メールにて申し込むこと。メールアドレス(hiro-i@st.ritsumei.ac.jp)への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはFAXにて事務局に期限内に送付する事。申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。
 - 2.参加費は、個人ロードタイムトライアルは1名につき4,000円、個人ロードレースは男子1名につき5,500円、女子1名につき3,000円とし参加料の送金は銀行口座振込とする。
振込口座 京都中央信用金庫 桂坂支店 普通 0306883
口座名義 全日本学生選手権クリテリウム大会 事務局 石井 洋(イシイ ヒロシ)
 3. 参加費支払期限は 5月2日（水）までとする。なお一旦入金された参加費は如何なる理由があろうとも返金しない。また、正当な理由なき欠場者には参加費と同額のペナルティーを課す。
 4. 申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。
- 選手受付1. 個人ロードタイムトライアルは5月26日(土)午前11:30～12:30の間に、個人ロードレースは5月27日(日)午前7:30～9:30の間にライセンス(または、登録手続き中であることの旨を証明する書類)を提示してゼッケン、計測チップを受け取ること。
2. 選手はスタート時刻の15分前までにバイクチェック、出走サインを済ませて指定場所で待機すること。
- 賞典 個人ロードタイムトライアルおよび個人ロードレースとも、男子クラスの上位1位～8位まで、女子クラスの上位1位～3位まで賞状を授与する。
- 表彰式 上記対象者について原則として競技終了後に特設ステージにて行う。クラス3の出走者上位5%以内の者(小数点以下切上げ・完走しなかった者を除く)は、クラス2に昇格する(但し、本大会でクラス2に昇格しても翌日の個人ロードレースには出場できない)。クラス2の上位1位はクラス1に昇格する。
- 事故措置1. 競技中発生した事故等の処理は、JCF競技規則第6条による。主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。
2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。
- 競技規則 当該年度JCF競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。
- 事務局 〒004-0001 札幌市厚別区厚別東1条3丁目9-25 石井 洋 方
E-mail hiro-i@st.ritsumei.ac.jp TEL 090-8384-0704

個人ロードタイムトライアル特別規則

第1条 (スタート) 各選手のスタート間隔は、原則として30 秒間とする。

第2条 (追走車両) 各選手に対する追走車両は走行しない。

第3条 (食料補給) 飲食料の補給は認めない。

第4条 (その他) 1.学連登記者のジュニア選手のギア比制限は行わない。

2.レース中の競技者との無線通信その他の遠隔通信は禁止とする。

3.一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ヘル・反射テープの装着も必須とする。

第5条 参加者が使用する自転車本体と器材についての制限

使用する自転車については、ディスクホイールの使用を禁止する。また、タイムトライアル専用バイクの使用も禁止する。また、エクステンションバーの取り付けについては、ノーマルなドロップハンドルバーの上部に付加するタイプのエクステンションバーのみ可とする。ステムごと交換するタイプのものは禁止する。

個人ロードレース特別規則

第1条(競技) 1.ロードレース方式とし、最終ゴール着順にて順位を決定する。

2.飲食料の補給は下平屋関門付近に設ける補給ゾーンのみ每周回可能とする。

3.主催者にて共通器材車を用意する。加えて、男子の部のみ参加者にて用意した代車・代輪は、下平屋関門付近に設ける補給ゾーンにおいて交換を認める。

4.スタートラインにおいてピストルの合図により正式スタートとする。

5.ニュートラル周回の適用はない。

第2条(失格・棄権) 関門を3か所(ゴール前 下吉田 下平屋)設け、各部先頭通過から規定の時間経過した競技者を失格とし関門において競技から除外する。関門にて失格になった選手は競技役員の指示に従ってメイン会場まで移動すること。

第3条(その他) 1.学連登記者のジュニア選手のギア比制限は行わない。

2.一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ヘル・反射テープの装着も必須とする。(RCS共通)

3.RCSポイント総合順位のリーダーは、リーダーズジャージを着用してスタートしなければならない。

4.補給ゾーンである下平屋関門まで無料巡回バスが運行します。

5.コースはすべて公道であり、規制時間外は生活道路でもあるため、地域の住民の皆様の迷惑にならないよう交通ルールを遵守すること。ゴミは必ず持ち帰ること。男子の部は補給ゾーン以外での使用済みボトル及び補給食料のパッケージ等の廃棄は認めない。それ以外の場所での廃棄が認められた場合は、1 点につき3000 円のペナルティを科す。女子の部はコース上のすべての場所での廃棄は認めない。廃棄が認められた場合は、1 点につき3000 円のペナルティを科す。

6.試走は決められた時間内で行うこと。

共通注意事項

1.本大会は、第33回京都美山サイクルロードレース2018との併催となる。

<http://www.cyclingmiyama.com/miyamaroad/about/>当日は、未就学児からJCF登録選手まで、多数の選手や応援者が会場に集まることから、駐車場や試合前のアップ等、競技役員の指示に従い、学連選手として見本となるように努めること。なお、本大会参加選手は、第33回京都美山サイクルロードレース2018表彰対象からは除外される。

※大会当日の緊急連絡先 担当 北山一樹 090-5127-9651

誓約書

日本学生自転車競技連盟

会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手 監督 コーチ メカニック、その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守すること誓います。

1. UCI(国際自転車競技連合)JCF(日本自転車競技連盟)規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。(UCI規則1.1.004、JCF規則第5条2.(4))

2. 大会(競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む)における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。

(JCF規則第5条2.(9)準用)

- 3.規則に規定される仕事と責任に加えてチーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。(UCI規則1.1.078)
- 4.チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。(UCI規則1.1.079)
- 5.チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。
彼は他の者の模範とならなければならない。(UCI規則1.1.080)
- 6.すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない、言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。(UCI規則1.2.079)
- 7.競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。(UCI規則1.2.081)
- 8.競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。競技者は開催国における法律を順守しなければならない(UCI規則1.2.082)

以上